

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (総合教育会議) <p>第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茅ヶ崎市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 (教育委員会職員の補助執行) <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を茅ヶ崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合教育会議に関すること。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (設置) 第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。 ・ 茅ヶ崎市教育委員会公告式規則 ・ 茅ヶ崎市教育委員会会議規則 ・ 茅ヶ崎市教育委員会傍聴規則 ・ 茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・茅ヶ崎市教育委員会表彰規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、他に定めがあるもののほか、茅ヶ崎市の教育の振興及び発展に貢献したものと並びに他の模範となる行為のあった者を表彰することを目的とする。</p> <p>(表彰の範囲)</p> <p>第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善に努め、特にその功労の顕著なもの</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な者で職務上模範と認められる行為のあったもの</p> <p>(3) 学業、行動等において他の模範と認められる児童又は生徒</p> <p>(4) その他表彰に値すると認められるもの</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。</p> <p>(表彰の選考)</p> <p>第4条 表彰の選考は、教育長の推薦に基づいて教育委員会が行う。</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第5条 表彰は、毎年11月1日に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、同日以外の日においても行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。</p> <p><栄典></p> <p>日本国憲法</p> <p>第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。</p> <p>憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。</p> <p>五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行ふこと。</p> <p>(参考)</p> <p>・茅ヶ崎市教育委員会表彰者内申要綱</p> <p>・茅ヶ崎市教育委員会感謝状贈呈基準</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>(地方教育費調査)</p> <ul style="list-style-type: none">・統計法 <p>第19条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (大綱の策定等)</p> <p>第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。</p> <p>3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>(総合教育会議)</p> <p>第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。</p> <p>一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策</p> <p>二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置</p> <p>・ 茅ヶ崎市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 (教育委員会職員の補助執行)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を茅ヶ崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第一条の3第1項に規定する大綱に関すること。</p> <p>(6) 略</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 (教育振興基本計画) <p>第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則 (所掌事項) <p>第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等) 第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p> <p>・ 茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則 (所掌事項) 第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生法 (事業者等の責務) <p>第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生規則 (委員会の会議) <p>第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を毎月一回以上開催するようにしなければならない。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茅ヶ崎市職員安全衛生管理規則 ・ 教育委員会衛生委員会運営要綱

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法・ 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例・ 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則・ 茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則・ 労働者災害補償保険法

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・茅ヶ崎市教育委員会公告式規則・茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程・茅ヶ崎市教育委員会公印規則

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 地方公務員法・ 地方公務員災害補償法・ 労働基準法・ 茅ヶ崎市職員給与条例・ 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例・ 茅ヶ崎市職員服務規程

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 処理責任（法第3条、第11条） 産業廃棄物処理基準の遵守（法第12条第1項） 産業廃棄物保管基準の遵守（法第12条第2項） 産業廃棄物委託基準等の遵守（法第12条第5項～第7項） 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付義務（法第12条の3）

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・学校教育法</p> <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p> <p>(予算再配当)</p> <p>・茅ヶ崎市財務規則</p> <p>第25条 市立小学校及び中学校に係る歳出予算の執行管理を所掌する教育委員会の課等の長は、前条の規定により配当された歳出予算を、次に掲げる経費に限り、市立小学校及び中学校の校長に再度配当することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 賃 金(2) 報償費(3) 需用費のうち消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料及び飼料費(4) 役務費のうち通信運搬費及び手数料(5) 備品購入費

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・学校教育法</p> <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・学校教育法</p> <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・学校教育法</p> <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p>

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	